

目 次

1. 水道法の改正について	
(1) 広域連携の推進	2
(2) 適切な資産管理の推進	3
(3) 官民連携の推進	5
(4) 指定給水装置工事事業者制度の改善	6
2. 水道施設整備費に係る予算等について	
(1) 平成30年度水道施設整備関係予算	8
(2) 簡易水道事業に対する財政支援制度	9
3. その他水道施策の推進について	
(1) 事業認可に係る留意事項等	10
(2) 事業評価の適正な実施	12
(3) 河川法協議について	14
(4) 水循環基本法・水循環基本計画の策定等	14
(5) 水道における災害対策・危機管理	15
(6) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策	21
(7) 適正な工事等の実施	23
(8) 環境・エネルギー対策	24
(9) 生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰	24
4. 東日本大震災について	
(1) 水道施設の被害状況及び復旧・復興	26
(2) 水道水の放射性物質汚染への対応	27
(3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応	27
(4) 原子力損害賠償	28
5. 水道分野における国際貢献について	
(1) 水道分野における国際貢献の背景	29
(2) 水道分野における国際協力	29
(3) 水道産業の国際展開（水ビジネスの推進）	30
6. 水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）	31
7. 水道事業者等への指導監督について	
(1) 立入検査	32
(2) 水道技術管理者研修	33
8. 水道水質管理について	
(1) 水質基準制度の円滑な施行	34
(2) 統合的アプローチによる水道水質の向上	34
(3) 水質検査の信頼性確保	36
(4) 水質管理の充実・強化	38
(5) 危機管理対応について	40

1. 水道法の改正について

日本の水道は、97.9%（平成27年度末時点）の高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備えが不足といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが重要である。

また、指定給水装置工事事業者制度において、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題となっている。

厚生労働省では、これまで、新水道ビジョン（平成25年3月策定）の提示及び水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月策定）等各種ツールの提供等により、水道事業者による課題の把握及び対策の実施を支援してきた。

加えて、制度的対応についても検討するため、平成27年9月より水道事業基盤強化方策検討会を開催し、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成28年3月2日に「水道事業の基盤強化に向けた取組について」及び「水道事業の広域連携の推進について」（いずれも厚生労働省水道課長通知）を発出した。さらに、平成28年3月からは、厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会を開催し、同専門委員会において、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について議論を重ね、平成28年11月22日に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」がとりまとめられた。

- ・「水道事業の基盤強化に向けた取組について」（平成28年3月2日付け厚生労働省水道課長通知 生食水発0302 第2号）
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087535.html>)
- ・「水道事業の広域連携の推進について」（平成28年3月2日付け厚生労働省水道課長通知 生食水発0302 第1号）
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087535.html>)
- ・「水道事業の維持・向上に関する専門委員会とりまとめについて（情報提供）」（平成28年11月28日付け厚生労働省水道課事務連絡）
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120712.html>)

報告書を踏まえ、平成29年3月7日に、水道の基盤の強化を図るための施策の拡充を内容とする「水道法の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）が閣議決定され、第193回通常国会に提出されたが、平成29年9月28日の衆議院の解散を受け審議未了により廃案とされた。

改正法案について、平成30年通常国会への再提出に向けた準備を進めている。

今回の法改正においては、「人口減少社会や頻発する災害に対応できるよう施設の維持管理や修繕、計画的な更新を行うこと、中小規模の水道事業者の広域連携を推進すること等により、水道の基盤を強化し、将来にわたり持続可能な水道とすること」を基本

理念とし、法の目的を「水道の計画的な整備」から「水道の基盤の強化」に改めるとともに、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善について規定することとしている。具体的には、都道府県による水道基盤強化計画の策定、水道事業者等による水道施設台帳の作成、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制の導入等の措置を講ずることとしている。

都道府県及び水道事業者等におかれては、水道法改正の動向を注視していただくとともに、平成 28 年 3 月 2 日の 2 つの通知を踏まえ、引き続き水道の基盤強化のために必要な対応をよろしく願います。

(1) 広域連携の推進

1,381 の上水道事業の内、給水人口 5 万人未満の中小規模の事業者が 950 と多数存在しているが、人的体制や財政基礎が脆弱な中小規模の水道事業者においては、単独で事業の基盤強化を図り、将来にわたり持続可能な水道事業を運営することが困難となりつつある。

中小規模の水道事業者等においては、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながる広域連携の手法を活用することが有効であることから、厚生労働省では、水道ビジョン（平成 16 年）や新水道ビジョン（平成 25 年）の策定、予算措置等により、広域化（事業統合）を中心とする広域連携の推進を図ってきたが、広域化のみならず様々な広域連携をより一層推進することが求められている。

改正法案においては、以下の事項について規定することとしている。

- ・ 都道府県は水道事業者等の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ・ 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ・ 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。なお、現行法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく広域的水道整備計画は、水道基盤強化計画と発展的に統合することとする。
- ・ 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

なお、広域連携には、事業統合、経営の一体化、管理の一体化や施設の共同化のほか、事務代行や技術支援といった様々な形態に加え、簡易水道事業と上水道事業の統合も広域連携の一つであり、さらに市町村の区域を越えた広域連携が実現されれば、一層の基盤強化が図られるものと考えられる。また、水道用水供給事業を活用して広域連携を図ることも考えられる。

改正法案においては、都道府県の責務として、水道事業者等の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととしていることを踏まえ、都道府県においては、水道事業者等のニーズに応じて広域連携が検討できるよう、市町村を超えた広域的な見地から、広域連携の推進役として、水道事業者、水道用水供給事業者等との間の調整を

行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行っていただくようお願いする。水道事業者等におかれては、地域の実情に応じ、多様な形態の広域連携について、できることから相互協力する取組をお願いする。

(2) 適切な資産管理の推進

水道施設は、高度成長期以降に整備した施設が更新時期を迎えるなど、施設の老朽化が進行しており、その対策が急務となっている。水道施設の代表的な施設である管路についてみると、管路経年化率（管路総延長に対して法定耐用年数 40 年を超過した管路の割合）は年々上昇しており、平成 28 年度末（速報値）では 14.8%となっている。また管路の更新率（管路総延長に対してその年で更新された管路延長の割合）は 0.75 % であり、全ての管路を更新するのに 130 年以上を要するペースとなっている。

このように水道施設の老朽化が進行し施設の更新に要する費用が今後増大する見通しがある中、人口減少や節水型社会の進行による料金収入の減少に伴い、投資可能額の減少が予想されているため、必要な投資量を十分に見極めた上で、財源を確保することが必要となっている。

このため、中長期的な財政収支見通しに基づいて施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）の実践が必要不可欠である。これを踏まえ、厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が促進されるよう、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を平成 21 年 7 月に公表した。

また、平成 25 年 6 月には、中小の事業者が手軽にアセットマネジメントを始められるよう、アセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを水道事業者等へ周知・配布した。

平成 28 年度に実施した運営状況調査の結果によると、調査対象となった 1,441 事業者のうち、1,059 事業者（約 73%）がアセットマネジメントの出発点である更新需要・財政収支の試算を実施中又は実施済みであるものの、事業規模が小さくなるほど実施割合が減少する傾向にあり、計画給水人口 5 万人未満の事業者は約 62%となっている。また、試算実施済みの水道事業者等のうち、標準精度（タイプ 3 C）以上は約 42%、さらにその内、基本計画に反映している事業者は約 35%にとどまっている。

また、アセットマネジメントに必要となる水道施設台帳の整備状況及び施設の点検状況に関して、平成 28 年度に 7,372 事業者（全ての水道事業者及び水道用水供給事業者）を対象にアンケート調査を行った。これによると、水道施設台帳については、水道事業者全体の約 61%が概ね整備がされている状況であった。上水道事業では約 74%が整備されている一方で、簡易水道事業は約 56%にとどまっており、水道施設台帳のデータが不足している主な理由としては、「全てのデータが保管してあるか不明」「市町村合併や事業統合で過去のデータが揃わない」などであった。一方、施設の点検状況については、機械・電気・計装設備では日常点検及び定期点検が、それぞれ約 88%、約 72%の事業者で実施されていたものの、埋設され比較的点検が困難な管路ではそれぞれ約 40%、約 26%、コンクリート構造物では約 61%、約 9%にとどまっていた。

アセットマネジメントは、更新需要や財政収支の試算にとどまらず、その結果を活用

した計画等の策定、水道施設の整備（新設・更新）や水道料金の改定等を通じて実践していくものであり、各水道事業者等に対して、まずは、簡易支援ツール等を活用し更新需要・財政収支の試算を実施すること、そして試算精度の向上及び試算結果を活用した水道施設の更新計画等の策定をお願いしてきたところである。

改正法案においては、水道施設等の適切な資産管理を進める観点から、水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つため、これを維持し、修繕しなければならないこととしている。また、水道施設台帳を作成し保管するとともに、水道施設の計画的な更新に努め、その事業の収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととしている。

水道事業者等におかれては、適切な資産管理について、下記①～③を踏まえた対応をお願いします。また、都道府県におかれても、管下の水道事業者等に対し下記の内容を周知し、指導・監督等の際の参考とされるようお願いする。

① 水道施設台帳の整備について

水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した水道施設台帳を整備しておくことは、水道施設の適切な維持管理・更新を行う上で必要不可欠であるとともに、さらに災害時等の危機管理体制の強化や、水道事業者等の間での広域連携・官民連携を行うための基礎情報としても活用できるため、改正法案において、水道事業者等は水道施設台帳を作成し、これを保管することを義務づけることとしている。

水道施設台帳における記載事項は、必要最小限の内容を義務付けることを基本に、次の事項とする予定である。

- ・水道施設台帳は、調書（管路調書、施設調書）、図面（一般図、施設平面図）及びその他（形式を問わない）により構成するものとする。
- ・また、電子システム等で上記の図面や調書の情報が、属性情報等の形で把握できる場合は、それをもって水道施設台帳が整備できていると見なす。
- ・水道施設台帳には次の情報を記載すること。

【管路調書】 管路の区分・設置年度・口径・材質・継手形式毎の管路延長

【施設調書】 名称、設置年度、数量、構造又は形式、能力

【一般図】 市区町村名とその境界線、給水区域の境界線、主要な水道施設の位置及び名称、主要な管路の位置、方位・縮尺・凡例及び作成の年月日

【施設平面図】 管路の基本情報（管路の位置、口径、材質）、制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の位置及び種類、管路以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線、その他地図情報（一般図の記載事項、付近の道路・河川・鉄道等の位置）

【形式を問わないもの】 管路の設置年度、継手形式及び土かぶり、制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の形式及び口径、水道メーターの位置、道路・河川・鉄道等を架空横断する管路の構造形式、条数及び延長

水道施設台帳の整備にあたり、すでに散逸して不明となっている情報がある場合は、現地調査の他、過去の工事記録の整理や聞き取り等に基づく調査、論理的な推計も活用して、情報が補完できるよう作業を進められたい。

また、水道施設台帳整備を促進するための支援策として、後述する「水道施設台帳整備事業」及び「水道施設台帳電子化推進事業」の活用についても積極的に検討いただきたい。(2(1)②エ)

② アセットマネジメントの推進について

改正法案においては、水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、また、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないことを規定することとしている。それを踏まえ、水道事業者等において、アセットマネジメントとして、水道施設の更新需要及び財政収支の試算を進めるとともに、試算結果を施設の更新計画や経営計画に反映いただけるようお願いする。また、更新需要等の試算を行った場合には、住民等に対して分かりやすい形で公表するよう努められたい。また、水需要が減少している一方で、既存施設の更新需要が増大する見通しにあることを踏まえ、災害対応能力は一定確保した上で、水需要に見合った適切な規模に見直すことで、更新需要及び将来の施設維持費を縮減することの重要性について再度認識されたい。

③ 持続可能なサービスに見合う水道料金について

将来にわたり水道事業を持続可能なものとするためには、長期的な見通しに基づいて水道料金を設定することが求められる。改正法案においては、水道料金が、健全な経営を確保（老朽化する水道施設の維持、修繕や更新を計画的に行うなど、継続的にサービスを提供していくことができるように水道事業を経営する状態であること）することができるものでなければならないことを明示的に規定することとし、法第14条第2項第1号を「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」に改めることとしている。

水道事業者においては、次の点をご確認いただき、必要に応じて、水道料金の見直しの検討に着手していただくようお願いする。

- ・供給単価が給水原価を下回らない等、財政の均衡が保たれるよう設定されているか（水道法施行規則第12条第1号）
- ・水道施設の計画的な更新等の原資となる資産維持費を適切に盛り込んで算定した額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されているか（水道法施行規則第12条第2号）

また、水道料金が、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであることとされていることを踏まえ、主体的に定期的（3～5年）な水道料金の検証及び必要に応じた見直しをお願いする。

(3) 官民連携の推進

政府全体の取組として、水道についても、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、多様な官民連携の活用を検討することが求められている。

官民連携は、単に経費節減の手段としてではなく、水道事業の持続性、公共サービスの質の向上に資するものとしても捉えるべきであり、水道事業及び水道用水供給事業を担う地方公共団体においては、それぞれの置かれた状況に応じ、長期的な視点に立って、

優れた技術、経営ノウハウを有する民間企業や、地域の状況に精通した民間企業との連携を一層図っていくことが、事業の基盤強化に有効な方策の一つとして考えられる。

水道事業及び水道用水供給事業における官民連携には、個別の業務を委託する形のほか、複数の業務を一括して委託する包括業務委託や、技術上の業務を委ねる場合に水道法上の責任が受託者に移行する第三者委託、DB、PFI の活用など様々な連携形態がある。

厚生労働省では、各水道事業者が、多様な選択肢の中から、各々の事業のあり方を踏まえた上で、適切なものを選択できるよう、検討に当たって必要となる情報や留意点を詳細に提供することとしている。

さらに、コンセッション方式（公共施設等運営権方式）について、具体的に導入を検討している地方公共団体もあることから、水道事業者等において現実的な選択肢となり得るよう、災害等の不測の事態も想定した官民の権利・義務関係の明確化、適切なモニタリング体制や水質の安全性の確保を含め、事業の安定性、安全性、持続性を確保する観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意するとともに、海外の先行事例の教訓も踏まえながら、法制的に必要な対応を検討してきた。

改正法案においては、市町村が経営するという原則は変えずに、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設することとしている。具体的には、地方公共団体は PFI 法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定することとなる。

官民連携の推進については、民間企業の技術・経営ノウハウ及び人材の活用により、水道施設等の維持・管理、運営等の向上を図り、水道事業の基盤を強化していく上で有効な方策であることから、水道事業者におかれては、各々の事業のあり方を踏まえた上で、多様な形態の官民連携の活用を一層検討されるよう取り組んでいただきたい。

また、水道事業者等と民間事業者の交流の場である官民連携推進協議会は平成 30 年度以降も各地の希望に応じて柔軟に開催する予定であるため、積極的な参加をお願いする。

（４）指定給水装置工事事業者制度の改善

指定給水装置工事事業者制度は、従来、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成 8 年に全国一律の指定基準による現行制度が創設された。これにより、広く門戸が開かれ、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が大幅に増加した。

現行制度では、指定工事事業者の指定についてのみ定められているが、指定の有効期間が無く、指定工事事業者の廃止・休止等の状況も反映されにくいため、指定工事事業者の実体を把握することが困難であり、指定工事事業者の違反行為や利用者からの苦情が発生している。

このため、指定工事事業者を巡るトラブルの防止や指定後の実態を把握し、指定工事事業者の資質が継続して保持されるよう、指定に有効期間を設ける更新制を改正法案に規定することとしている。指定の有効期間は、実態との乖離防止や水道事業者や指定工事事業者の負担も考慮し、5年間とする予定である。

現在、約23万者以上の指定工事事業者が存在しており、これらの更新時期が5年後の一時期に集中することのないようにするためには、更新年度を分散させ、事務の平準化を図ることが必要である。そのため、最初の更新の時期について、指定を受けた日が平成25年度以降である者は、施行後5年間は現に受けている指定を有効とし、平成25年度以前に指定を受けた者については、指定を受けている期間の長さに応じて段階的に5年を超えない期間を設定することを予定している。

運用については、指定更新の申請時に、指定工事事業者の講習会の参加実績や主任技術者等への研修機会の確保の状況、配管技能者の配置状況、指定工事事業者の業務内容といった情報を確認し、指定工事事業者を指導することや確認した情報を利用者が指定工事事業者を選択する際に有用な情報となるようなわかりやすい情報発信の一つとして活用するといったことについて検討を進めている。

このほか、厚生労働省では水道事業者の連携による広域的な指定工事事業者講習会の開催促進、主任技術者研修へのeラーニング等の一層の活用等、実効性のある講習会のあり方についての検討や配管技能者として配置されるべき者の考え方について、改めて周知の徹底を図ることも予定している。

厚生労働省としては、更新制の導入にあたり、水道事業者および指定工事事業者の双方において、新制度への移行が円滑に行われるよう、引き続き、関係者と協議、調整を重ね、運用に関する検討を進めるとともに、適宜情報提供していくこととしている。

水道事業者におかれては、指定工事事業者制度の改善にあたり、更新手数料などの事項を設定する場合には、条例や関係規程の改正が伴うことも考えられるため、平成29年7月21日に発出した情報提供資料「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について」を参考に、必要な対応をよろしく願います。

2. 水道施設整備費に係る予算等について

(1) 平成30年度水道施設整備関係予算

① 水道施設整備関係予算の概要

水道施設の整備に係る平成 30 年度予算案については、他府省計上分を含め、平成 29 年度予算額の 355 億円に比べ、20 億円増額の 375 億円(105.6%)を計上している。

平成 29 年度補正予算と平成 30 年度予算案を合わせた施設整備費の総額では 675 億円であり、特に、地方公共団体等が実施する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等を推進するための生活基盤施設耐震化等交付金の総額は昨年度と比べて 118 億円増の 447 億円となっている。

これらのほか、東日本大震災などの災害復旧費に 67 億円を計上している。このうち、東日本大震災の災害復旧費については、各自治体の復興計画で、平成 30 年度に予定されている施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁に 64 億円を一括計上している。

② 生活基盤施設耐震化等交付金による支援策の拡充について

平成 30 年度においては、改正法案に規定されている水道基盤強化計画の策定等に要する経費を同交付金の交付対象とするほか、広域化に伴う事務関係システムの統合に対する支援など、水道事業の広域化のための支援策の充実を図ることとしている。また、水道施設台帳整備を促進するための支援策や、広域的な水道施設の整備と併せて IoT の活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業に対する財政支援策を講じることとしている。

具体的な拡充内容は以下のとおりである。

ア. 水道基盤強化計画の策定等に要する経費について

都道府県水道ビジョンまたは水道法改正法案に基づく水道基盤強化計画の策定経費及び広域連携のための協議会の開催事務等の経費を指導監督交付金の交付対象とする。

具体的には、都道府県水道ビジョンや水道基盤強化計画の策定にあたり実施する、管内又はブロックごとの水道の現況分析及び水道施設の再配置(統廃合)計画/絵図の立案や効果の試算、効率的な運営方法等のシミュレーション等に必要な委託費のほか、広域連携のための協議会開催に必要となる旅費や謝金等を交付対象とする。

イ. 広域化に伴う事務関係システムの統合に要する経費について

水道事業の広域化に伴い必要となる会計や料金システムなどの事務関係システムの統合に要する経費を交付対象とする。

ウ. 広域化と合わせて実施する基幹管路の整備について

水道事業の広域化を契機に実施する基幹管路の整備事業(水道管路緊急改善事業の要件を満たす事業)に要する経費を広域化事業の交付対象として明示する。

エ. 水道施設台帳整備事業の交付要件の緩和及び水道施設台帳電子化促進事業の創設
平成 29 年度から実施している「水道施設台帳整備事業」について、事業期限を 1 年延長（平成 32 年度まで）するとともに、交付要件を緩和し、広域化を検討している協議会等に参加している水道事業者等であることを交付対象とする。

また、新たに「水道施設台帳電子化推進事業」を創設し、広域化を検討している協議会等に参加している水道事業者等が、市町村域を別にする他の水道事業者等と共同で水道施設台帳を電子化^(※)する（電子化済みの水道事業者等の仕様に合わせて電子化する場合を含む）ために必要な経費を交付対象とする。

なお、両事業を併用することも可能としている。

(※) 水道施設台帳の電子化とはマッピングシステムや施設データ管理システムの構築を想定している。

オ. 水道事業における IoT 活用推進モデル事業の創設

広域的な水道施設の整備と合わせて、IoT の活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど、先端技術^(※)を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業に対して支援を行う。

(※) 先端技術とはビッグデータや AI の活用、スマートメータを活用した自動検針等により業務の効率化、副次的な効果が見込まれる技術を想定している。

(2) 簡易水道事業に対する財政支援制度

平成 19 年度に補助制度の見直しが行われた簡易水道事業に対する国庫補助制度は、原則として、簡易水道事業を統合することを条件に平成 28 年度まで実施していたが、自然災害等により完了しなかった事業については、平成 31 年度まで延長している。期限内に事業を終えることができるよう、引き続き各水道事業者への働きかけをお願いする。

なお、平成 32 年度以降も、簡易水道事業を統合した上水道事業の経営を圧迫する恐れのある場合や、近隣に他の水道事業が無いなど統合が困難な簡易水道の整備事業については、引き続き国庫補助の対象とすることとしている。

3. その他水道施策の推進について

(1) 事業認可に係る留意事項等

① 事業認可又は届出における水需要予測等について

水道法に基づく事業（変更）認可又は届出（以下「認可等」という。）については、平成28年3月28日付けで「水道事業等の認可の手引き」（以下「手引き」という。）を改訂し、認可等に際しての留意事項及び申請書審査上の基本事項を示し、厚生労働省の基本的な考え方について周知を行っている。この手引きに十分留意しつつ、地域の実情、歴史的な沿革等、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組まれない。また、認可等の提出の際に、厚生労働省との間で行われる事前協議に要する期間には、十分に余裕をもって取り組んでいただき、提出書類等に不備がないようお願いする。

さらに、広域化や簡易水道統合等に関する案件においては、統合の認可と廃止許可により、厚生労働省と都道府県の間で、手続きの連携が必要となるケースがあるので、手続きを行う水道事業者においては、十分に留意していただきたい。

○手引きの URL

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000117823.pdf>

近年の水需要は、給水人口の減少により給水量もますます低下傾向にあり、施設規模を縮小させる事業計画も検討する必要性が生じている。事業計画は、従前の拡張、増量を目的とした施設整備から、適正規模での施設の再構築による更新や耐震化を含めた強靱な水道整備のあり方を盛り込んだ内容へと転換していく時期にある。

水道事業の認可制度は、認可された給水区域、給水人口及び給水量の範囲内において事業の経営を行う権限を付与したものと解されており、事業の変更認可は水需要等が増加する場合に受ける仕組みが取られ、給水に支障のない範囲において、水道事業者が当面の給水量、給水人口等を認可値よりも小さく設定して事業を運営することは差し支えないとされている。また、給水人口、給水量の減少及びそれらに伴うダウンサイジング（浄水場、水源、管路の休止・廃止等）については、変更認可の要件に当たらない場合があり、その際には当該手続は不要である。水道事業者等においては、地域の実情に合わせて、施設規模のダウンサイジング（施設の統廃合を含む。）に係る検討を進めていただくようお願いする。

また、認可等に係る審査や手続きの際、都道府県においては、貴管下の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客観性、合理性を有しているか等について適切な指導、助言をお願いする。水道事業者等の認可等の検討にあたっては、目標年度までの適正規模を踏まえた取水施設、浄水施設、配水施設の合理的な規模と配置の計画がなされ、過大すぎる施設を漫然と抱えることのないよう、十分な検討をお願いする。

特に、水道用水供給事業から受水する水道事業者（以下「受水事業者」という。）にあつては、受水計画と自己水取水計画との関係性が不合理とならないよう、十分に調整のうえ、計画取水量を算出されたい。なお、受水事業者が整備する自己水源にかかる浄水施設等の整備にあつては、水道用水供給事業者が整備する供給量と二重投資になる恐れがあるので、水道用水供給事業者と受水事業者の双方において合理的な事業計画であるか否かの審査において、厳正に対処していくのでご留意いただきたい。

② 水需要予測の簡素化

認可等の際には、水需要予測等に基づいて事業規模が設定され、事業計画が立てられている。その事業計画が確実かつ合理的であることを確認するため、水需要予測の妥当性に係る審査等によりその事業規模が合理的であることについて厚生労働省において確認しているところであるが、前回認可等の申請年度から10年以内であること等の一定の条件に該当する場合には、予測のための作業重複を避けるため、水需要予測を「簡素化」できるとしている（平成22年3月25日事務連絡）。

また、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に基づき、平成28年度以降の認可等にあたっては、給水区域の拡張に係る認可等の際においても一定の条件に該当する場合には水需要予測を簡素化できるとし、認可の手引きの改定を行った。

なお、「簡素化」の取り扱いについては、前回認可等の水需要予測の結果を「そのまま」用いることとしているところであるが、前回認可等の水需要予測の結果から、僅かな修正が必要な場合もありうることから、「そのまま」用いるのみでなく、前回認可等の水需要予測に、社会的要因や予測と実績の僅差分を補正する等して、新たな水需要予測とする場合についても、「簡素化」として取り扱うこととしているので、ご留意いただきたい。

③ 軽微な変更及び全部譲り受けのいずれにも該当する場合の手続

水道法第10条第3項では、第1項第1号（その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき）、第2号（その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき）のいずれかに該当する場合には、変更の認可ではなく、事業の変更の認可を要しない軽微な変更による届出（以下「届出」という。）を行うことを規定している。上記の各号の両方に該当する場合については、制度の制定時に想定されていなかったものの、近年、その事例が生じている。このため、今後については、両方に該当する場合についても届出として取り扱うよう運用を整理する。ただし、法第10条第1項第1号に該当する変更が複数に及ぶ場合には、従来どおり変更の認可として取り扱う。

④ 分水及び区域外給水への対応について

他の水道事業者への浄水の分水及び他の水道事業の給水区域内の需要者への区域外給水（以下「分水等」という。）は、水道法上の責任の所在が不明確であるため、分水等により給水を受けている需要者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていない。よって、分水等の関係水道事業者においては、当該需要者に支障を生じさせないことを前提に、分水等の解消に向けて計画的に取り組むことが必要である。

分水等の解消方策として、①分水等を行う水道事業者における水道用水供給事業の創設、②分水等を行う水道事業者における給水区域の拡張、③分水等を受ける水道事業者から分水等を行う水道事業者への第三者委託、④分水等の関係水道事業者における水道事業統合等が考えられる。

それぞれの事案によって、地理的条件や水道事業の形態等が当然異なるため、分水等に係る諸般の状況等を勘案した上で、関係者間で十分調整・協議し、各事案に応じた最適な方策を検討する必要がある。

なお、第三者委託制度の活用により対応した事例を説明資料に示しているので、参

考にされたい。

⑤ 水道台帳の提出について

認可等を提出する際、水道事業者（簡易水道事業除く）においては、申請した厚生労働大臣又は都道府県知事に対して、水道台帳（2部）の提出を求めているところである。（下記の参照通知にて提出をお願いしている。）

提出された水道台帳については、大臣認可又は都道府県認可であることに関わらず、厚生労働省及び都道府県で1部ずつ保管することとしているところであり、引き続きご留意いただきたい。また、都道府県においては、都道府県が行った認可変更等に係る水道台帳については、厚生労働省に速やかに提出するように願いたい。

《参照通知》

- ・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の留意事項について」（平成12年3月31日付け水道整備課長通知 衛水第19号）
- ・「改正水道法の施行について」（平成14年3月27日付け水道課長通知 健水発第0327004号）

⑥ 地方分権改革における給水区域の縮小に係る許可条件の明確化について

平成29年の地方分権改革に関する提案募集を受けて、平成29年12月26日に閣議決定された「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に盛り込まれ、給水区域の縮小に係る許可条件の明確化については、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等の課題を踏まえた水道法の見直しに合わせて省令等を改正し、給水区域を縮小する場合の方法及び許可基準を明確化するとともに、「水道事業等の認可の手引き」を改正するなどの方法により、具体的かつ詳細な方法及び許可基準を地方公共団体等に周知することとされた。

（2）事業評価の適正な実施

① 事業評価における留意事項について

水道施設整備事業の事業評価については、平成23年7月に「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下「要領」という。）、「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」及び「独立行政法人水資源機構事業評価実施細目」（以下「細目」という。）を改正するとともに、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者がより適切、容易に事業評価を行えるよう、「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」を策定している。また、事業評価制度に対して様々な意見が出されており、評価にあたっての費用対効果分析を「水道事業の費用対効果分析マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を改訂して内容の充実を図り、これを参考に評価を実施している。

厚生労働省は、事業者から報告された評価の内容を確認し、必要に応じて修正することとなっているが、修正内容によっては、第三者から再び意見を聴取した上で調整する場合があります。事業者が評価の内容をとりまとめるにあたっては、事前に厚生労働省と調整することをお願いしているところである。引き続き厚生労働省との事前調整には、十分な時間を確保していただきたい。

なお、総務省の公共事業に係る政策評価の点検結果を受け、平成29年3月に「マニュアル」の内容を一部改訂した。引き続き事業評価の適切な実施と、実施過程の透明

性の一層の確保・向上が必要であるので、十分留意されたい。

また、平成 26 年度補正予算から創設された生活基盤施設耐震化等交付金に係る水道事業の評価は、水道施設整備事業の評価実施要領等ではなく、「生活基盤施設耐震化等交付要綱」に基づく評価の実施が必要となるので十分留意されたい。

② 事業評価の対象事業及び実施時期について

評価を実施する事業は、水道施設整備に係る国庫補助事業及び独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が実施する事業（厚生労働大臣がその実施に要する費用の一部を補助するものに限る。）とする。ただし、災害復旧に係るものは除く。

事前評価は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において実施するものとし、事業費 10 億円以上の事業を対象とする。

再評価は、原則として、事業採択後 5 年を経過して未着手の事業及び 10 年を経過して継続中の事業を対象とし、10 年経過以降は原則 5 年経過ごとに実施するものとする。

その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。具体的には、実施中事業そのものの計画変更はもとより、評価対象事業に密に関係する上位計画や関連する計画の変更、少子高齢化に伴う人口減少や生活様式の変化による水需要の変化、評価対象事業の事業費の大幅な増加や工期の大幅な延長など、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。なお、この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業者が行うことを基本とするが、厚生労働省が再評価の実施の必要が生じていると判断する場合は事業者に要請する。

③ 公共事業に係る政策評価の点検について

総務省の公共事業に係る政策評価の点検においては、既に公表されている事業評価の費用対効果分析の結果が指摘の対象となり、評価内容を見直さなければならないケースも見られる。

平成 28 年度は点検対象とはならなかったが、平成 27 年度の点検結果では、厚生労働省として 18 件が点検対象となり、そのうち 5 件が便益の計上方法が過大ではないかなどの指摘を受け評価書の修正を行っている。なお、点検結果については、平成 28 年 3 月に「公共事業に係る政策評価の点検結果（平成 27 年度）について」により事務連絡を発出しているので内容を確認されたい。

④ ダム事業の検証について

検証ダムに参画している水道事業者においては、検討主体から各種の要請がなされた場合において予断を持たずに検討するなど、必要な協力を実施するようお願いする。また、検討にあたっては、既得水利の合理化・転用の可能性、ダム事業（中止や撤退の場合も含む）や代替案の実施に要する水道事業者としてのコストなどについても、検討主体などと積極的に連携・調整を図るとともに、検証ダムのうち、本体工事に着手するダム事業においては、適切な水需要予測に基づく事業評価を実施し、水道水源開発施設整備事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の確保・向上を図るようお願いする。

平成 30 年 2 月時点で、引き続きダム検証を実施している事業は 4 事業（木曾川水系連絡導水路、角間ダム、大島ダム、水無瀬生活貯水池）であり、参画する水道事業者等においては、引き続き、対応をお願いする。

（3）河川法協議について

① 水利権協議について

河川法第 23 条（流水の占用の許可）、第 24 条（土地の占用の許可）、第 26 条（工作物の新築等）、第 34 条（権利の譲渡）に該当する場合は、水道事業者から河川管理者へ申請された後、国土交通省から厚生労働省への協議がなされるが、水道事業者と河川管理者との調整に時間を要すなどし、厚生労働省への協議が遅くなる案件が散見される。

特に、河川法第 23 条（流水の占用の許可）の許可（更新）申請の協議に関して、水利権の許可期限を過ぎてから、厚生労働省への協議書が送付されることがある。安定水利権については、許可期限前に更新の申請をしていれば許可期限を過ぎても不許可の処分があるまでは効力は存すると解されるが、安定水利権の更新を申請する場合、水利使用規則に定められた申請期間（許可期限の 6 ヶ月前～1 ヶ月前）のできる限り早い時期に更新許可の申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。また、暫定水利権については、許可期間が短期（原則として 1 年～3 年）であり、その期限が過ぎれば効力は失効するため、暫定水利権を継続して取得する場合には、できる限り早い時期に申請を河川管理者へ提出して頂くようお願いする。

なお、水利権協議が長期に及んでおり、水道事業者以外の対応により、その処理が滞っている場合には、厚生労働省水道課から関係者に状況を確認することもできるため、そのような場合には厚生労働省水道課に相談されたい。

② 事業統合等に伴う水利権の取り扱いについて

事業統合等を行った場合、旧事業において河川法第 23 条（流水の占用の許可）、第 24 条（土地の占用の許可）、第 26 条（工作物の新築等）により許可を得た水利権を、新事業へ受け継ぐ必要がある。その際には、河川法第 33 条（許可に基づく地位の承継）又は第 34 条（権利の譲渡）により行うこととなるが、その手続については可能な限り早い時期に河川管理者に相談していただくようお願いする。

（4）水循環基本法・水循環基本計画の策定等

平成 26 年 4 月 2 日に「水循環基本法」が公布され、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置された。法第 13 条では「政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（水循環基本計画）を定めなければならない」としており、平成 27 年 7 月には、「水循環基本計画」が閣議決定された。

水循環基本計画では流域単位を基本として、地域の関係者から構成される「流域水循環協議会」の設置し、流域マネジメントに努めるものとし、水循環に関する施策を推進するため、水循環に関する様々な情報を共有し、流域の特性や既存の他の計画等を十分

に踏まえつつ、「流域水循環計画」を策定するなどの施策が盛り込まれている。

流域水循環計画は、健全な水循環の維持又は回復に取り組む各地域の計画を国としてとりまとめ、平成 30 年 1 月現在 29 計画を公表している。流域水循環計画策定を推進するため、水循環に関する各地域の先進的な事例をまとめた「水循環に関する計画事例集」や、流域水循環協議会及び流域水循環計画について、設置・運営及び策定・推進の基本的な考え方を分かりやすく解説した「流域水循環計画策定の手引き」についても公表しているため、参考にされたい。

また、平成 30 年度より、国土交通省が、社会資本整備総合交付金等の配分に当たって、流域水循環計画に基づき実施される事業を含む整備計画である場合には一定程度配慮されることになったため、今後はこれらの交付金を活用した健全な水循環の維持又は回復に向けた取組の推進が期待される。水道事業は、健全な水循環の維持に深く関わっているため、流域水循環計画の策定には積極的な関与をされたい。

<水循環政策本部 HP> http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/

(5) 水道における災害対策・危機管理

① 水道施設の耐震化の計画的実施

水道施設の耐震化に係る基準については、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて検討会・審議会を重ね、その検討結果を反映した施設基準省令の改正を平成 20 年 3 月に公布、同年 10 月に施行した。この改正により、水道施設の重要度を 2 つに区分し、それぞれが備えるべき耐震性能の要件を明確にしている。

既存施設については、全ての水道施設を直ちに省令に適合させることが困難であるという実情を考慮し、当該施設の大規模の改造の時までは、改正後の規定を適用しないとの経過措置が置かれているが、既存施設についても、地震が発生した場合に被害を抑制することが重要であり、できるだけ速やかにこれらの基準に適合させることが望ましい。

なお、管路を更新する際には、当該管路は、当然のことながら施設基準省令が適用される。更新時の管路の管種の選定については、管路の重要度や埋設環境等に応じ、所要の耐震性能を備えたものとするようお願いしたい。

また、既存施設については破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないことが想定される重要な施設など、優先的に耐震化を実施すべき施設については、早期に耐震化が完了することが重要である。新水道ビジョンでは、水道事業者は自らの給水区域内の重要な給水拠点を設定し、当該拠点を連絡する管路、配水池、浄水場の耐震化を完了させることを当面の目標としており、計画的な耐震化の実施をお願いする。

また、平成 23 年 10 月 3 日の水道法施行規則の一部改正により、規則第 17 条の 2 において規定されている、水道事業者が需要者に対して行うべき情報提供の項目に「水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」を追加している。水道利用者の理解の一助となるよう、水道事業者は年 1 回以上、水道の耐震化に関する情報提供を行う必要があるので、耐震化の推進に向けたより効果的な情報発信に努めて頂くようお願いしたい。

平成 25 年度において、東日本大震災における管路被害を調査・分析し、今後の管路耐震化のための最新の判断材料を整理するとともに、管路の耐震化に向けて水道事業

者等が取り組むべき事項を「管路の耐震化に関する検討報告書」に取りまとめ、平成26年6月に公表している。水道事業者等においては、喫緊の課題である管路の耐震化にあたり、同報告書の内容を参考とし、既存管路の更新に係る優先順位付け、管路の耐震化に供する管種・継手の選定等を、各事業の実情を考慮しつつ適切かつ効率的に行って頂くようお願いしたい。

さらに、水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化施策を推進する上で活用できるよう、「水道の耐震化計画等策定指針」をとりまとめているが、平成27年6月、東日本大震災の経験や新たに得られた知見等を反映するとともに、中小規模の事業者等における計画策定を促進することを目的に、水道の耐震化計画等策定指針検討会を経て、改定版を作成した。本指針の内容を参考として、耐震化計画の策定やさらなる内容の充実を図るようお願いする。また、これに併せて「水道の耐震化計画策定指針・資料編」、「水道の耐震化計画策定ツールの解説と計画事例」及び「水道の耐震化計画策定ツール（簡易ソフト）」についてとりまとめるとともに、平成29年5月には、病院等の重要給水施設に至る管路の耐震化が計画的に進められるよう「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」を策定したので、これらを積極的に活用されるようお願いする。

(水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/tuuchi/dl/ks-0408002.pdf>

(「管路の耐震化に関する検討報告書」)

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/taisinkahoukokusyo6_27.pdf

(「水道の耐震化計画等策定指針」)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000089462.pdf>

(「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000166060.pdf>

② 基幹管路・施設の耐震化の状況

平成28年度末時点の基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）と基幹施設（浄水施設と配水池）の耐震化に係る状況調査を行った。全国の基幹管路の耐震適合率は38.7%（前年比1.5%増）、基幹施設においては浄水施設で27.9%（同2.1%増）、配水池で53.3%（同1.8%増）であったが、依然として十分に耐震化が進んでいるとは言えない状況である。

内閣府が発表した首都直下地震や南海トラフ巨大地震における水道の被害想定は甚大であり、被害の軽減を図るためには水道施設の耐震化が喫緊の課題である。水道事業者等においては、今後も引き続き、水道施設の耐震化に向けた積極的な対応をお願いする。

(耐震化の状況に関する報道発表)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189572.html>

また、重要給水施設の選定状況及び重要給水施設に至る管路の耐震化状況を調査したところ、水道事業者（用水供給事業者及び重要給水施設を選定できていない水道事業者を除く）あたりの平均選定数は31箇所であった。重要給水施設を選定できていない事業者においては、早期に選定するとともに、当該施設に至る管路の耐震化について計画的に取り組むようお願いする。

重要給水施設への基幹管路全体の耐震適合率は45.2%であり、全基幹管路の耐震適合率の38.7%より6.5ポイント高い数値であった（ただし、調査結果は平成30年2月時点の集計値）。

本調査の数値は新水道ビジョンで掲げた当面の目標の進捗状況を示す指標であり、次年度以降も調査を継続し、HP等で公表していく予定である。

③ 自然災害の発生状況と対策

1) 平成29年九州北部豪雨

平成29年7月の九州北部豪雨では、九州地方3県6市町村において、河川氾濫による取水・浄水施設等の流出・損壊、道路損壊に伴う配水管の破損等の被害により、約3千1百戸の断水が発生した。発災後は、周辺の水道事業者等から給水タンク車や人員が派遣され、応急給水・応急復旧活動を実施した。これらの応急復旧活動により、7月28日に被災地全域で断水が解消している。

2) 平成30年寒波

平成30年1月下旬からの大雪や寒波による影響により、屋外の給水管の凍結・破損による漏水事故が多発し、漏水の影響により、配水池の水位が低下し、大規模な断水に至る事例が発生した。

- ・1月下旬からの大雪や寒波による影響により、北陸地方を中心に、最大で31,190戸が断水（2月7日までに解消）。
- ・2月初旬からの大雪や寒波による影響により、中国四国地方を中心に、最大で4,732戸が断水（2月13日までに解消）。

近年では、平成28年1月にも西日本において、非常に強い寒波により屋外の給水管等が凍結し破裂すること等による漏水が相次ぎ、その結果配水池の水位が低下し断水に至った事例が発生した。このほか過去には、降積雪により電線が破断することによって発生した停電による断水事例も報告されている。

このため、厚生労働省では、平成29年12月8日付け事務連絡「給水管の凍結及び降積雪による断水被害の防止に係る措置について」、平成30年2月1日付け事務連絡「給水管等の凍結等による断水被害の防止に係る措置について」等により、全国の水道事業者に対して、水道の利用者に対する各種周知（給水管の凍結防止策、給水管が破損した場合の対処方法等）、配水池水位の監視と被害箇所の早期把握、空き家の給水管の凍結・破損への警戒等の対応を求めてきたところ。

※ 今回の寒波等の影響による断水被害が、給水管の凍結防止対策が行われている寒冷地でも大規模に発生したことを踏まえ、給水管等の凍結等による断水被害の防止対策に万全を期されるようお願いする。特に北陸地方の断水被害では、空き家での給水管等の凍結・破損による漏水対応に時間を要したことが報告されているため、空き家など水道の使用を中止している家屋への対応（止水栓の閉栓等）を徹底するようお願いする。

- ・凍結防止対策の徹底

水道事業者が定めている給水装置工事に関する設計基準等に凍結防止の方法等を明記して対策を徹底する。水道利用者に対しても、多種多様な手段を用いた随時の広報を行う。

・空き家対策の徹底

水道事業者への使用中止等の届出がない空き家について、以下の対応を実施する。

- 長期不在家屋：検針データにより水道を使用していない家屋等をあらかじめ特定しておき、寒波が予想される前に止水栓を閉栓する。
- 一時不在家屋：水道の利用者に対し、冬期に不在にする場合は、止水栓の閉栓や水抜きを実施しておくよう注意喚起を図る。

地震や水害等の災害対応においては、迅速な応急給水や応急復旧といった応急活動の体制確保が重要であり、被害の大きい災害では日本水道協会や都道府県等の連携と応援による応急活動が不可欠となる。

厚生労働省では水道事業者が危機管理対策マニュアルを作成する際の参考となるよう各災害事象に対応する危機管理対策マニュアル策定指針等とりまとめており、水道事業者等においては、これを活用した具体的・実践的なマニュアル作成と、マニュアルに基づく訓練の定期的な実施やマニュアルの点検・検証、必要に応じて改定することも願います。

また、平成 28 年熊本地震では、他都市からの応援の受け入れ体制の整備が重要であることが再認識させられたため、受援体制の整備についても充実を図るようお願いする。

今後は、南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えて、水道事業者単独の訓練だけでなく、日本水道協会等による広域的な訓練の実施などにより、災害への対応力を高めていくことも重要である。

(危機管理対策マニュアル策定指針)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/sisin.html>

【平成 29 年度の主な自然災害】

	発生時期	災害名称等	断水戸数	最大断水日数
大雨	H29. 7 月上旬	平成 29 年九州北部豪雨 (福岡県、大分県)	約 3, 100 戸	23 日間 (家屋損壊地域除く)
大雨	H29. 7 下旬	平成 29 年 7 月 梅雨前線に伴う大雨 (秋田県)	約 2, 600 戸	6 日間
台風	H29. 9 中旬	平成 29 年 9 月 台風 18 号 (大分県、宮崎県等)	約 9, 200 戸	12 日間
台風	H29. 10 下旬	平成 29 年 10 月 台風 21 号 (茨城県、千葉県等)	約 11, 100 戸 ※	5 日間
寒波	H30. 1 下旬	平成 30 年 1 月 寒波 (新潟県、石川県等)	約 31, 200 戸	12 日間

寒波	H30.2 上旬	平成 30 年 2 月 寒波 (山口県、愛媛県等)	約 4,700 戸	5 日間
----	----------	------------------------------	-----------	------

※台風 21 号で断水戸数が多いのは停電による短時間の断水が多数あったことによる。

④ 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）が制定された。同法には、国や地方公共団体等の行動計画の作成が位置づけられている。また、それらの行動計画等の定めに基づき、水道事業者、水道用水供給事業者である地方公共団体は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水の安定的かつ適切な供給のための措置を講じなければならないとされているので、それぞれの都道府県や市町村の行動計画の策定及び実施に協力されたい。

特措法第 6 条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日）では、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が約 8 週間程度続くと予想されており、また、本人の罹患や家族の罹患等により事業者の従業員の最大 40%が欠勤することが想定されている。新型インフルエンザ発生時においても、最低限の国民生活を維持できるよう、水道事業者等は社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要がある。そのためには各事業者において、新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、応援要員リストの作成などを事前に行っておくことが重要である。

厚生労働省では平成 19 年 10 月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定（平成 21 年 2 月改訂）したところであるが、新型インフルエンザ（A/H1N1）の実際の流行やアンケート結果等を踏まえ、平成 22 年 12 月に「新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針」を水道事業者等に送付した。各水道事業者等においては、本策定指針を参考として業務継続計画（BCP）を策定し、適切な新型インフルエンザ対策を推進していただくようお願いする。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対し実施される予防接種（特定接種）については、水道水の安定的・適切な供給するという社会的役割を果たすため、浄水管理、導水管理若しくは送水管理若しくは配水管理、水道施設の故障若しくは障害対応又は水質検査といった国民生活の維持に最低限必要な業務の従事者を対象に、登録できることになっている。なお、登録にあたっては、産業医を選任していること、業務継続計画を作成していることを要件として、従事者の業務内訳を明らかにすることになっている。

特定接種の登録は、平成 28 年度から「特定接種管理システム」で実施していただいております。平成 29 年 12 月にシステム管理者による確認作業が完了したところである。今後、平成 29 年度中に、対象事業者登録の確定通知及び厚生労働省 HP での公表を予定している。引き続き、平成 30 年度には登録情報の更新・変更、平成 31 年度には新規申請の受付が予定されているため、連絡があった場合は、適宜、対応いただきたい。

なお、ワクチンはあくまで業務継続のための支援ツールの 1 つに過ぎず、特定接種の実施の要否や、実際の接種の対象となる業種、配布されるワクチン数なども、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部にて決定されることになるため、登録されたことをもって特定接種を受けられる訳ではないことにはご留意願いたい。

(参考)

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」（平成 28 年 4 月 13 日付け事務連絡）

(特定接種（国民生活・国民経済安定分野）について)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

(新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/dl/101130-03.pdf>

⑤ 健康危機管理の適正な実施並びに危機管理情報の提供について

平成 25 年 10 月 25 日付け厚生労働省水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」により、①「飲料水健康危機管理実施要領」により引き続き危機管理の実施をお願いするとともに、②風水害、地震等の自然災害や一定規模以上の事故等による水道施設への被害及び水質事故等に関して、所定の様式、方法にて厚生労働省への報告をお願いする。

(水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/index.html>

⑥ テロ対策

昨今の国際情勢の緊張感の高まりや平成 32 年に予定されている第 32 回オリンピック競技大会及び東京 2020 パラリンピック競技大会の開催等に鑑み、各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、テロ対策の重要性を再度認識し、地域の実情に応じたテロ対策の実施を着実に進めるようお願いする。

特に、テロ対策マニュアルを未だ策定していない水道事業者等におかれては、早急に整備を進め、事件発生に備えた事前対処及び事件発生時の対処を早急に行うことができる体制整備を講じるようお願いする。

(テロ対策マニュアル策定指針)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000165023.pdf>

(6) 給水装置・鉛製給水管の適切な対策

① 給水装置工事における誤接合の防止について

給水装置は、水道法施行令第5条第1項6号に当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないことと明記しているが、水道管と他の水管（井戸水、農業用水管、雑用水、消火栓管、地下水貯留タンク等）との誤接合（クロスコネクション）に係る事故が発生している。平成29年度は、下水処理施設における誤接合事案が3件報告されており、うち1件は三次処理水が配水管に逆流し、一般家庭の水道の蛇口から下水処理水が混入した水が出る事故が発生している。

これまでも、平成14年12月6日健水発第1206001号厚生労働省水道課長通知「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」により、給水装置工事における誤接合防止についてお願いしてきたところであるが、今般の事故を踏まえ、平成29年9月15日薬生水発第0915号厚生労働省水道課長通知「給水装置工事における誤接合防止の徹底について」により、雑用水を使用する施設等の管理者に対し、給水装置への誤接合による危険性や給水装置工事の適切な施行等について周知徹底を図るようお願いしている。水道事業者は、給水装置工事の誤接合を防止するため、次の事項について、引き続き、徹底するようお願いする。

- 水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに完工図等を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。特に、地下埋設物が錯綜している地区にあっては、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮すること。
- 給水装置工事主任技術者は配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合、配水管の位置の確認に関して水道事業者と連絡することとされており、水道事業者からも情報提供に努めるなど積極的に対応すること。
- 水道管以外の管が布設されている地区にあっては、給水装置工事の設計及び施行にあたり、埋設管の誤認の有無に特に注意を払うとともに、残留塩素の量を確認するなど誤接合がないかを確認するための適切な措置を徹底すること。
- 適切な技能を有する者が従事又は監督するよう、工事事業者に対する適時、確認及び助言・指導を行うこと。

② 給水装置工事主任技術者の水道法違反行為による免状返納命令について

平成8年の水道法改正により、指定工事事業者制度とともに給水装置工事主任技術者の国家資格が創設された。平成11年8月24日付け「給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準」においては、水道法違反の事実が明白かつ重大で、水道施設の機能に障害を与えるか、おそれが大きい場合、または過去に警告を受けているにもかかわらず故意に違反行為を繰り返した場合には返納命令を行うこととし、また、水道法違反の事実は明白であるが、処分基準に該当しない場合には、再発防止の観点から文書による警告を行うこととしている。

厚生労働省における返納命令及び警告事案の把握には、水道事業者の協力が不可欠であるので、適切に水道課まで報告いただく等の対応をお願いしたい。

(平成29年度の違反行為件数は、4件【H30.2.22現在】)

③ 給水装置工事の技術力（技能を有する者）の確保について

水道法施行規則第36条第2項において、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合においては、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させることとしている。また、平成20年3月21日健水発第03210001号厚生労働省水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、水道事業者に対して、適切な配管技能者の確保のため指定給水装置工事事業者へ助言、指導をお願いしている。

東日本大震災の津波被害地域では、大量のがれきが水道復旧の障害となり、特に各戸へ接続している給水装置の復旧作業に困難を極めた。様々な状況に対応して復旧作業を迅速かつ的確に進めるためには、幅広い知識と技能を有する工事従事者の全国的な確保が不可欠である。

このような状況を踏まえて、平成23年8月の事務連絡「給水装置工事の適正な施行について」において、給水装置工事で「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の確保のために、配管技能に係る資格等を関連する規程等に明示する等の方策を推進するよう水道事業者等をお願いしている。

なお、平成28年11月22日「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」報告書では、「配管技能者として配置されるべき者の考え方について、国は改めて周知の徹底を図るべきである。」との提言がされており、今後、再周知する予定である。

水道工事における工事事業者の技術力の確保は、災害時の復旧作業の迅速化にも大きく寄与することから、積極的な取組をお願いする。

(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/d1/o8_0830_tuchil.pdf)

④ 鉛製給水管の適切な対策

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきたが、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれがあることも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚生労働省では、平成19年12月21日付で「鉛製給水管の適切な対策について」を通知しているところである。

平成27年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が5,270km、使用戸数が約285万件(平成27年度水道統計より)で減少は図られているものの近年は鈍化傾向にある。

鉛製給水管が残存している水道事業者は、鉛製給水管使用者(所有者)を特定し、早期布設替えの必要性や注意事項について個別に周知することや布設替計画の策定及び布設替えの促進を図るとともに、布設替えが完了するまでの間は、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握等により水質基準が確保されるようお願いする。周知や広報に当たっては、これら対策の実施の必要性について需要者に理解いただくため、定期的かつ丁寧な説明に努め、需要者から求めがあれば、水質検査を実施するなどの対応をお願いしたい。また、配水管分岐部から水道メーターまでは、水道施設と直接接続していること、公道での工事を要すること、布設替えにより漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自らが積極的に取り組むようお願いする。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kyusui/01a.html>)

(7) 適正な工事等の実施

① 平成 30 年度水道施設整備費に係る歩掛表の改定概要について

水道施設整備費国庫補助事業に係る補助金や生活基盤施設耐震化等交付金（水道施設に係る事業に限る）の申請に適用する「水道施設整備費に係る歩掛表」について、平成 30 年度の改定は、共通仮設費・現場管理費の施工地域による補正方法の変更や数値基準の改定を行うほか、主に以下の項目を予定している。

- 開削工歩掛に係るもの（標準接合作業幅【NS 型 E 種 口径 150mm の追加】、継手接合・取外し [NS 型 E 種 口径 75mm～150mm の追加])
- その他歩掛等に係るもの（通水試験工の距離補正方法）
- 設計業務委託標準歩掛に係るもの（仮設配管による補正の記載を変更、浄水場更新実施設計の詳細設計を新設）

② 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の一部改正について

平成 26 年 6 月に一部改正された品確法が施行され、その目的はインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保とし、基本理念に、適切な維持管理の実施、災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮、ダンピング受注の防止、下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金・安全衛生等の労働環境改善のなどが追加されている。

品確法の理念を現場で実現するために、国と地方公共団体は相互に緊密な連携を図りながら協力することとされ、また、平成 27 年 1 月 30 日に国土交通省において「発注関係事務の運用に関する指針」を取りまとめたところである。指針においては、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等、適切な設計変更、発注者間の連携体制の構築を必ず実施すべき事項として定めている。また、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができるとする方式を活用するなど、工事等の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用や、発注や施工時期の平準化等についても実施に努めることとされているので留意されたい。

各水道事業者等においては、公共工事等の発注者として、品確法改正の目的と基本理念を十分に理解し、適切な発注の実施と多様な入札契約制度の導入活用を行うよう、引き続きお願いする。

(国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tkl_000089.html

(8) 環境・エネルギー対策

① 上水道施設における地球温暖化対策

水道事業は、全国の電力の約1%を消費するエネルギー消費（CO2 排出）産業の側面も有しており、今後もエネルギー消費削減に向けた省エネ等対策の促進が求められている。新水道ビジョンにおいても、再生可能エネルギー・省エネルギー対策等の導入促進を求めている。

なお、環境省では、上水道・工業用水道部門について温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出抑制等指針」を平成28年4月に公表し、当該指針に掲げる地球温暖化対策の取組内容等を解説するものとして「上水道・工業用水道部門の温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」についてとりまとめた。今後、エネルギー対策の推進を図るべく、水道事業者等においては、当該マニュアルとともに、平成21年7月に改訂した「水道事業における環境対策の手引書」を合わせて参考の上、積極的なエネルギー対策の推進をお願いしたい。

② 省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進施策

水道事業における対策促進施策としては、平成30年度においては、「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業のうち上下水道施設の省CO2改修支援事業」として小水力発電設備やインバータ設備の導入等の財政支援を行う予定であり、再エネ・省エネ設備の導入促進に向けて積極的に活用されたい。

③ 廃棄物・リサイクル対策について

水道事業における環境対策の一環として、浄水発生土等の産業廃棄物の有効利用（リサイクル）は、事業全体における環境負荷低減に向けた重要な取組である。浄水発生土からの園芸土・コンクリート等への有効利用率は、平成27年度水道統計によると上水道事業及び水道用水供給事業全体で71.5%となっている。各水道事業者等及び各都道府県においては引き続き、廃棄物の発生抑制や有効利用の取組をお願いする。

(9) 生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰

生活衛生事業功労者（水道関係功労）厚生労働大臣表彰については、「生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について（平成28年3月11日生食発0311第1号。以下「通知」という。）」に基づき、各都道府県より、毎年7月1日までに表彰候補者の推薦をいただいているが、ここ数年間推薦実績がない都道府県も見受けられる。推薦基準は下記のとおりであるので、水道事業者等の関係者に留まらず、各地域において水道の普及発展等に寄与されている民間の方も含め、幅広く検討をいただき、推薦を行うようお願いする。

【推薦基準（通知抜粋）】

3 水道関係功労者

水道の普及発展、水道に関する有益な調査研究、技術の改善若しくは発明発見又

は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績のあった個人又は団体及び水道事業、水道用水供給事業又は水道行政事業に従事し、抜群の功績があった個人であって、次の各号に該当するもの。

- (1) 水道関係事業従事年数が、当該年4月1日までに30年（首長にあっては水道関係団体の経歴が10年）以上であること。ただし、団体にあっては、事業歴が10年以上であること。
- (2) 個人の場合、年齢が当該年4月1日で50歳以上であること。
- (3) 原則として、都道府県知事又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。

4. 東日本大震災について

(1) 水道施設の被害状況及び復旧・復興

① 水道の被災状況

東日本大震災による水道施設の被害状況について、災害査定資料や被災水道事業者等の情報を基にとりまとめを行い、津波浸水地域等の給水困難地域の被害状況も含め、最終版の報告書（東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書、厚生労働省）を平成25年7月に発表している。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載しているため、適宜参照されたい。

水道施設の復旧状況については、総断水戸数257万戸に及ぶ大きな被害を受けたが、津波の被災地域や東京電力福島第一原発の事故による避難指示区域を除いて復旧はほぼ完了している状況である。現在、高台移転などの新たなまちづくりとともに水道の復興が進展している中で、こうした地域の水道の復興を支援するため、引き続き復興予算の迅速な執行に努めていく。

（東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/130801-1.html>

② 水道施設の復旧・復興

国の東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧補助金交付要領とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助交付金要綱」を制定し、補助率の嵩上げ等の特例措置を定めて実施している。加えて、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業であって、被災自治体の復興計画が策定中のため復旧方法を確定することができず、早期の災害査定の実施が困難な場合においては、災害査定方法等の特例を定めて事業を実施しているところである。

岩手・宮城・福島の3県で実施している特例査定については平成25年度までに完了しており、特例査定の最終的な金額は約1,024億円となっている。保留解除状況については、平成29年度においては平成30年2月末時点で78件（71億円）の解除を行っており、これまでの合計は402件（596.3億円）となっている。全体復旧額1,207億円（復興計画未定事業の調査額を含む）に対して約49.4%（前年度2月末時点で約42.7%）の解除状況である。保留解除の手続きについては、これまでも申請書類の簡素化などに取り組んで来たところであるが、町の復興事業が進展している中、水道施設の復旧計画についても具体的な内容把握が必要となっている。今後も国庫補助金の円滑な執行に向け、保留解除を迅速かつ計画的に行うべく、関係者間での緊密な連携体制をもって対応していきたいと考えており、関係する県行政部局には引き続きご支援・ご協力をお願いしたい。

また、被災地の中には十分な職員数を確保できない事業者もあることから、そのような事業者を支援するため「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、関係者による支援の枠組みを構築している。協議会は、有識者、被災・支援水道事業者、県、（公社）日本水道協会ほか関係機関、厚生労働省で構成され、被災地の状況・課題等について情報共有、意見交換し、被災事業者が求めている支援ニーズを把握すると

ともに、被災事業者の求めに応じて個別に支援する事業者をマッチングしている。こうした人的支援においては、支援事業者から被災事業者への職員の派遣により、被災事業者における水道復興計画の立案や災害査定国庫補助事務等の業務に従事していただいております。復興の原動力として多大な貢献を頂いております。関係者の方々には引き続きのご協力をお願いする。

(2) 水道水の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原発の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、平成 24 年 3 月 5 日付け健水発 0305 第 1 号～第 3 号厚生労働省水道課長通知により都道府県及び水道事業者等に対し通知し、平成 24 年 4 月 1 日から適用している。

本通知においては、セシウム 134 及び 137 の合計で 10Bq/kg を、衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とすることとされている。また、浄水場の浄水を基本とし、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を水源とする浄水場にあつては取水地点の水道原水についても対象に、セシウム 134 及び 137 それぞれについて検出限界値 1 Bq/kg 以下の確保を目標とした十分な検出感度でのモニタリングの実施等の対応を定めているほか、検出状況に応じて検査頻度及び検査地点を減ずることができることとしているので、留意されたい。

なお、水道水中の放射性物質のモニタリング結果については、引き続き厚生労働省で集約して公表することとしている。平成 24 年 4 月 1 日以降、平成 30 年 1 月現在では、水道水等の放射能検査の結果は概ね不検出の状況が継続しており、管理目標値を超過した事例はない。今後とも、モニタリング結果の提供についてお願いする。

(3) 浄水発生土の放射性物質汚染への対応

東京電力福島第一原発の事故に伴い、水道関係では水道水のほか、浄水発生土からも放射性物質が検出された。このため、原子力災害対策本部から平成 23 年 6 月 16 日付けで「放射性物質が検出された上下水道副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、厚生労働省も同日付けで関係 14 都県に周知した。また、浄水発生土も含め放射性物質で汚染された廃棄物等の取扱いを定める法律としては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成 24 年 1 月 1 日から全面施行されている。この法律では、国（環境省）が指定廃棄物（8 千 Bq/kg を超える浄水発生土を含む）の処理を実施することになっている。

国が処理を行うもの以外は、排出者である水道事業者が処理を行うことになるが、放射性物質を含む浄水発生土の処分や保管、モニタリングなど原子力災害に伴い新たに生じた追加的費用は、後述の原子力損害賠償制度で東京電力が賠償することとなっている。

また、浄水発生土の有効利用については、平成 25 年 3 月 13 日付け健康局長通知「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」にて、園芸用土（浄水場出口時点 400Bq/kg 以下）、グラウンド土（浄水場出口時点 200Bq/kg 以下）への再利用の安全性評価を行い、再利用を可能としている。最近では、毎月平均で数千トンの量が発生しているが、水道事業者のご努力により、発生量以上の量が最終処分及び再利用されており、全体的な保管量としては平成 27 年 12 月時点の約 17.1 万トンから平成 30 年 1 月時点で約 12.0 万トンと減少傾向で推移し

ている状況となっている。関係者の方々には引き続き、放射性物質が検出された浄水発生土の適切な取扱いがなされるようお願いしたい。

(4) 原子力損害賠償

東京電力株式会社福島第一原発及び福島第二原発の事故に伴う放射性物質により被った損害に対する賠償については、平成 29 年 6 月 28 日付け事務連絡にて、平成 29 年 3 月末までを対象とする請求受付開始の連絡があったことを周知しており、現在損害賠償請求の受付と支払いが行われている。平成 29 年度分の損害賠償の受付開始時期については、平成 30 年度初めに東京電力から案内が行われる見通しである。なお、東京電力の示す基準に合意できない場合は原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であり、賠償に関する課題の情報共有が重要であることから、水道事業者より東京電力との賠償交渉に関する相談があった場合には厚生労働省水道課への情報提供をお願いする。

5. 水道分野における国際貢献について

(1) 水道分野における国際貢献の背景

国連ミレニアム開発目標（MDGs）では、安全な飲料水を利用できない人口の割合を、1990年を基準として2015年までに半減することが掲げられ、我が国としても、達成に向け取り組んできたところ、同目標は2010年に達成された。今後は、新たに掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の目標6「2030年までに、すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の達成に向けて、継続的な支援が求められている。

日本経済の再生に向けて、内閣に設置された（平成24年12月）日本経済再生本部において「我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しする」ことが決定され（平成25年1月）、実現に向けた具体的な検討のための関係閣僚会議として経協インフラ戦略会議が設置された（平成25年3月）。同会議において決定された（平成25年5月）インフラシステム輸出戦略では、新たなフロンティアとなるインフラ分野として「水道分野」が選定された（平成28年5月）。

こうしたことを背景に、厚生労働省の「新水道ビジョン」（平成25年3月）では、重点的な実現施策の一つとして、国際協力の継続的な実施と水道産業の国際展開に取り組むこととしている。

(2) 水道分野における国際協力

厚生労働省では、JICAの技術協力プロジェクトを支援するために、相手国へ派遣する水道専門家の推薦等を実施している。プロジェクトに応じた専門家を毎年数十名推薦しており、平成28年度は43名の推薦を行った。

このうち、長期専門家の派遣実績は、以下のとおりである。

【平成28年度長期専門家派遣実績（厚生労働省推薦）】

派遣先	プロジェクト	専門家の所属	担当業務
東ティモール	個別専門家	千葉県水道局	給水改善アドバイザー
ミャンマー	個別専門家	福岡市水道局	水供給・衛生アドバイザー
カンボジア	水道事業人材育成プロジェクト・フェーズ3	北九州市上下水道局	チーフアドバイザー
インドネシア	個別専門家	(公社) 国際厚生事業団	上水政策アドバイザー
ラオス	水道公社事業管理能力向上プロジェクト	(公社) 日本水道協会	チーフアドバイザー
サモア	サモア・沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト	(公社) 日本水道協会	チーフアドバイザー

(3) 水道産業の国際展開（水ビジネスの推進）

人口増加や経済発展を続けるアジア諸国において、今後、水需要の高まりが見込まれており、水ビジネスの成長性が国際的に注目されている。日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用し、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるよう、インフラシステム輸出戦略を踏まえた水道産業の国際展開事業を進めている。

この事業では、日本の水道産業の海外展開を支援するため、アジア諸国を対象として、平成 20 年度から、地方公共団体及び民間企業等が参加する現地セミナーや案件発掘のための現地調査を実施し、日本の水道技術や企業を PR するとともに、相手国関係者との意見交換等を実施している。平成 29 年度の対象国は、カンボジア、インドネシア、ミャンマーである。また、海外の水道プロジェクトの形成を支援するため、平成 23 年度から、日本の水道事業者や水道経験者・水道専門家等と民間企業が共同で調査を行う案件発掘調査を実施している。平成 29 年度の対象国は、インドネシアである。

水道産業の国際展開は、平成 30 年度も官民連携による「水道インフラシステム輸出拡大事業」として実施する予定であり、関心のある地方公共団体等におかれては調査等への積極的な参加をお願いする。

6. 水資源開発関係の動向について（水資源開発基本計画）

水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部が中心となり、指定水系（利根川・荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）ごとに、水利用の安定性の確保、既存施設の有効活用等について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を吟味した上で、経済社会状況の変化等を踏まえて適宜変更が行われてきた。

国土交通大臣は、フルプランを決定（変更を含む。）しようとする際には、利水関係行政機関の長（厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣）や、その他関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴く。その上で、閣議決定がなされることとなっている。

現行フルプランは、吉野川水系が平成 22 年度を目途とする需要の見通し及び供給の目標を示したもので、それ以外の水系が平成 27 年度を目途とするものとなっており、フルプランの全部変更に向けた動きが数年前から見られる。

平成 25 年 10 月には、国土交通大臣から国土審議会長に対し、今後の水資源政策のあり方について諮問され、水資源開発分科会調査企画部会において 11 回、水資源開発分科会において 2 回の審議のほか、中間とりまとめの公表や広く国民からの意見募集が行われ、平成 27 年 3 月に答申「今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを楽しむことができる「幅を持った社会システム」への転換～」が公表された。

その後、平成 28 年 12 月に、国土交通大臣から国土審議会長に対し、リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について諮問され、水資源開発分科会調査企画部会において 2 回、水資源開発分科会において 1 回の審議のほか、広く国民からの意見募集が行われ、平成 29 年 5 月に答申「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」が公表された。

国土交通省は、上述の答申を踏まえ、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へと、フルプランの抜本的な見直しに着手している。見直しの進め方については、各水系毎の審議において、ある程度統一性のとれた審議が進められるよう、1 つの水系（吉野川水系）について、先行して審議を行い、これを一つの目安として、他水系の全部変更を審議を進めていく一方、平成 29 年 5 月の答申に盛り込まれた提言のうち、社会的ニーズの高いものについては、早期にフルプランに反映することが必要との観点から、現行計画の一部変更も並行して進めている。

来年度もフルプランの全部変更に向けた動きが継続し、その過程で国土交通省から関係都府県に対する調査が実施されることが想定される。関係都府県においては、計画変更に必要な需給想定調査等が行われた場合には、十分に精査したデータを提供していただけるよう、よろしく願います。

7. 水道事業者等への指導監督について

(1) 立入検査

① 目的

水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保することを目的として実施している。

② 立入検査実施状況

平成29年度における立入検査については、平成29年8月から平成30年2月にかけて、厚生労働大臣認可の454の水道事業及び水道用水供給事業のうち、44事業者（第三者委託受託者を含めると延べ51事業者）に対して実施したところである。

立入検査においては、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況などを確認している。

具体的には、

- 1) 水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況
- 2) 認可（変更認可）や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
- 3) 施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況
- 4) 健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
- 5) 水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
- 6) 水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
- 7) 自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
- 8) 情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対応の実施状況
- 9) 環境保全対策の実施状況 等

の項目について、適切に実施されているかを書類検査及び現地検査にて確認しており、水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者に説明をお願いしているところである。立入検査終了後は、検査内容について講評を行うとともに、改善を必要とする事項については、講評内容の重要性や水道法令との整合性等に応じて、文書指摘又は口頭指摘を行い、その改善状況について報告を得ることとしている。

また、昨年度より、管路の経年化率、更新率等に課題のある事業者を中心に、立入検査を活用した指導・助言等を行っているところである。

③ 立入検査の結果について

平成29年度に実施した立入検査の結果については、現在取りまとめ中であるが、すべての結果が確定次第、昨年度と同様に厚生労働省のホームページで事業名入りで公表することとしているので、ご確認いただくとともに、当該結果を参考に各水道事業者等において適正な事業運営に取り組まれない。

(2) 水道技術管理者研修

厚生労働大臣認可の水道事業等の水道技術管理者を対象とした研修を平成14年度より実施しており、今年度は平成29年12月14日に開催したところである。平成30年度も開催する予定であるので、水道事業者等におかれては、水道技術管理者の出席についてご配慮をお願いします。

8. 水道水質管理について

(1) 水質基準制度の円滑な施行

① 水質基準等の見直し状況

水道の水質基準については、水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）により、項目とその基準値が定められている。水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、厚生労働省では、水質基準逐次改正検討会を設置して、必要な知見の収集及び調査研究を実施し、継続的に検討を進めているところである。

本年2月15日に開催された第19回厚生科学審議会生活環境水道部会において、内閣府食品安全委員会による最新の食品健康影響評価等に基づき、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）の「別添2 農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リスト」に掲げる農薬類（2,4-D（2,4-PA）、イソキサチオン、シアナジン、ジチアノン、ジメピペレート、プロチオホス）及び「水道水質管理計画の策定にあたっての留意事項について」（平成4年12月21日付衛水第270号水道整備課長通知）の「別表第5」に掲げる要検討農薬類（ジクロロプロップ、メタミドホス）の目標値等を見直すことについて了承された。

② 検出状況の把握

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行うとともに、当該監視結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、データの収集・提供につき協力をお願いする。

③ その他の留意事項

農薬類は、水道原水から検出される可能性の大きさから、平成25年4月1日より、水質基準農薬類（現在該当なし）、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類、その他農薬類、除外農薬類の5つに分類されている。

検査の対象とする農薬類は、各水道事業者等が各地域の状況を勘案して適切に選定するものであり、取水地点上流域近傍における農薬類の使用実態の把握に努めるとともに、対象農薬リスト掲載農薬類以外の農薬についても、必要に応じて測定を実施されたい。

(2) 統合的アプローチによる水道水質の向上

① 水安全計画の策定の検討

厚生労働省では、水源水質事故にみられるような工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提案している「水安全計画」の策定を推奨している。

水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスクの把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備の必要事項を抽出することが可能となるものである。

厚生労働省では、平成20年5月の「水安全計画策定ガイドライン」の策定、周知を始めとして、計画の策定を促進してきており、平成27年6月には中小規模の水道事業者等の使用を念頭に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発・公開している。平成29年3月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況は、策定済の事業者は25.2%（前年比+4.5%）、策定中の事業者は7.2%と前年に比べて向上が見られ、また、支援ツールを用いて策定中の事業者も多くあることから、引き続き策定率の向上が期待される。

未策定の水道事業者等においては、できるだけ早期に水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保に向けて検討を進めるようお願いする。また、策定済の水道事業者等においても、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うようお願いする。

② 耐塩素性病原生物対策の推進

ア 対策指針に基づく対策の徹底

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策については、その汚染のおそれの程度に応じて、ろ過設備又は紫外線処理設備を整備する等の対応措置を講じることとし、平成19年3月に施設基準省令を改正するとともに、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（以下「対策指針」という。）を定めた。現在、各水道事業者等においてこれらに基づき対策が進められているところである。

平成8年に、我が国で初めて水道水に起因するクリプトスポリジウムによる感染症が埼玉県越生町で発生して以来、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症発生事例は報告されていなかったが、平成22年に千葉県成田市の貯水槽水道が原因とみられるジアルジア症が発生した。また、水道原水からは全国的に検出されているほか、水処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例や貯水槽水道から検出された事例も報告されている。

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設については、濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いする。

イ 汚染のおそれの判断の実施

施設基準省令においては、「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」は、浄水施設にろ過設備又は紫外線処理設備等の措置を講じることが義務づけられている。これに該当するか否かは、大腸菌及び嫌気性芽胞菌（以下「指標菌」という。）の検出状況と原水水源の種類によって判断されるため、原水中の指標菌の検査を行わなければ、当該浄水施設は施設基準省令に適合していない可能性を否定できないことに留意されたい。

リスクレベルの判断が行われていない施設数は、平成19年度末時点の7,848施設から平成29年3月末現在、1,643施設と毎年減少しているが、調査対象施設数の約8%を占めている。未だ指標菌の検査を実施していない水道事業者等は、検査

機関への委託などにより指標菌の検査を行い、早急にリスクレベルの判断及び必要な措置を講じるようお願いする。

なお、水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第 20 条第 1 項の水質検査に準ずることとし、水質検査計画に位置付けることとしている。定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するようお願いする。

さらに、クリプトスポリジウム等の検査については、クリプトスポリジウム等の判別が困難な場合には、検査結果の正確を期するため、「飲料水におけるクリプトスポリジウム等の検査結果のクロスチェック実施要領について」（平成 19 年 3 月 30 日付け厚生労働省水道課長通知）に基づくクロスチェックの実施に遺漏なきようお願いする。

ウ 施設整備等の推進

平成 29 年 3 月末現在、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況に関しては、レベル 4 の 4, 148 施設及びレベル 3 の 3, 415 施設のうち、対策施設を検討中の施設はレベル 4 で 554 施設（約 13%）、レベル 3 で 1, 785 施設（約 52%）で、合わせて 2, 339 施設であった。対策施設を検討中の施設は、昨年度（レベル 4 は 540 施設、レベル 3 は 1, 787 施設）と比べてほぼ横ばいで推移しており、対策が進んでいない。

対策指針に基づき、レベル 4 の施設においては、ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なる過設備導入の対策を早急に進める必要があり、また、レベル 3 の施設においては、ろ過設備又は紫外線処理設備導入の対策を進める必要がある。なお、浄水処理の安全性を一層高めるために、ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なる過設備と紫外線処理設備を併用してもよい。

なお、施設基準省令では、浄水施設において満足すべき耐塩素性病原生物対策に係る要件として、「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること」とされており、当該要件を満足すれば、対策指針で必ずしも明確に位置付けられていない浄水技術であっても、クリプトスポリジウム等対策として排除されるものではないことにご留意願いたい。ただし、そのような浄水技術を導入しようとする場合は浄水方法の変更に該当し、水道法の規定に基づく事業変更認可が必要であり、当該認可にあたり、紫外線処理技術等と同様に、実験データ等により当該技術の有効性や施設基準への適合性等について個別に確認する必要がある。

（3）水質検査の信頼性確保

① 水道法施行規則の改正

1) 水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、2) 登録検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、3) 検査機関の審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等に関する水道法施行規則の一部改正が平成 23 年 10 月 3 日に公布、平成 24 年 4 月 1 日に施行された。水質検査の委託契約手続の適正化及び委託先の検査機関の監督並びに水質検査計画の充実について、引き続き水道事業者への

ご指導をお願いする。

② 妥当性評価ガイドラインについて

各検査機関が定める検査等の標準作業書の妥当性を確認する方法である水道水質検査における妥当性評価ガイドラインについて、一部改定を行い、平成30年4月1日から適用する（「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインの一部改定について」（平成29年10月18日付け厚生労働省水道課長通知））。また、本ガイドラインに係る質疑応答集は今後示す予定であり、妥当性評価の実施にあたり参考としていただきたい。

各検査機関にて実施した妥当性評価結果は、水質検査の結果の根拠となる書類（水道法施行規則第15条第8項第1号ホ）となることから、水質検査を委託している水道事業者等においては、委託先の検査機関を監督するにあたり、新たなガイドラインに基づく妥当性評価の実施状況を確認するようお願いする。また、水質検査を自ら実施又は受託する水道事業者等の検査機関においては、平成30年4月1日までに評価を実施するようお願いする。

③ 外部精度管理調査の実施について

厚生労働省では、水質検査に係る技術水準の把握及び向上を目的として、平成12年度から、登録水質検査機関、水道事業者等、地方公共団体の機関を対象に厚生労働省水道水質検査精度管理のための統一試料調査（以下「厚生労働省精度管理調査」という。）を実施し、調査結果に基づき階層化評価を行っている。

階層化評価の結果については、水道課ウェブサイトに掲載しているため、参考とされたい。

また、自己検査を実施している水道事業者等においては、平成30年度の厚生労働省精度管理調査（鉛及びその化合物、クロロホルム及びブロモジクロロメタン）への積極的な参加をお願いする。

④ 登録水質検査機関の指導・監督について

厚生労働省では、登録水質検査機関の指導・監督について、登録時及び3年ごとの登録更新時に「登録の手引き」に基づいて作成された申請書類を審査するほか、毎年度実施する厚生労働省精度管理調査によって問題が発覚した検査機関に対する助言及び「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」（平成24年9月21日付け厚生労働省健康局水道課長通知）による指導を行っているところである。

また、従前から実施している厚生労働省精度管理調査に加え、平成24年度から、登録水質検査機関が行う日常の水質検査業務において、精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を実施しており、調査結果をとりまとめて公表しているところである。

水道法施行規則では、水道事業者等も日常業務確認調査を行うことができると規定されており、水道事業者等においても当省の取組を参考にした日常業務確認調査の実施をお願いする。

⑤ 第三者委託における水質検査業務の適正な実施について

水道法第24条の3に基づく第三者委託により水質検査業務を実施する場合で、第三者委託受託者が水質検査業務を水質検査機関に外部委託している場合は、水質検査業

務が適切に行われているか水道事業者等が確認できるようにするなどの留意が必要である。

このため、厚生労働省では、第三者委託における水質検査業務の適正な実施を確保するため、平成 28 年 12 月「水道事業における官民連携に関する手引き」にその委託やモニタリングにおける留意事項等を追記した。

具体的な留意点等は次のとおり。

- ・ 第三者委託受託者が水質検査を検査機関に外部委託する場合、水道事業者が検査機関から直接検査結果を受け取る関係にないこと。
- ・ 第三者委託契約の際、水質検査業務が適切に行われているかを水道事業者が確認するための方法を定めること。
 - 水質検査機関から、民間事業者と水道事業者の双方に同時に水質検査結果を提出させる。
 - 採水日・採水地点を含めた水質検査の予定を予め提出させ、検査機関から報告された結果書との相違を確認する。

(4) 水質管理の充実・強化

① 専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等に係る権限の移譲

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）により、平成 25 年 4 月 1 日から、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限がすべての市に移譲されている。また、飲用に供する井戸等、水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策についても、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について」（平成 23 年 8 月 30 日付け厚生労働省健康局長通知）により、「飲用井戸等衛生対策要領」を改正し、すべての市が実施することとされている。

都道府県においては、移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、市移譲先部局と情報を共有するなど、積極的な連携体制を図るとともに適切な助言を行うよう お願いする。

② 専用水道における水質管理

専用水道の管理に係る技術上の業務に関しては、都道府県及びすべての市等の指導の下、水道法に基づき水道技術管理者を中心に行われているところである。

しかしながら、平成 28 年には、排水管の破損により、生活排水が地下受水槽に混入し、当該受水槽が一時的に使用不能になった事案が発生した。

専用水道設置者が水道法に基づく定期及び臨時の水質検査を確実に実施し、また、水質異常時に直ちに原因究明を行い所要の対策を講じるよう、都道府県及びすべての市等において、専用水道設置者の指導の強化に努めることが期待される。なお、小規模水道において、給水量の増加や施設規模の拡大等によって専用水道に該当する場合がありますため留意されたい。

③ 貯水槽水道への指導等の推進

簡易専用水道については、水道法に基づき、その設置者は毎年定期的に管理状況等

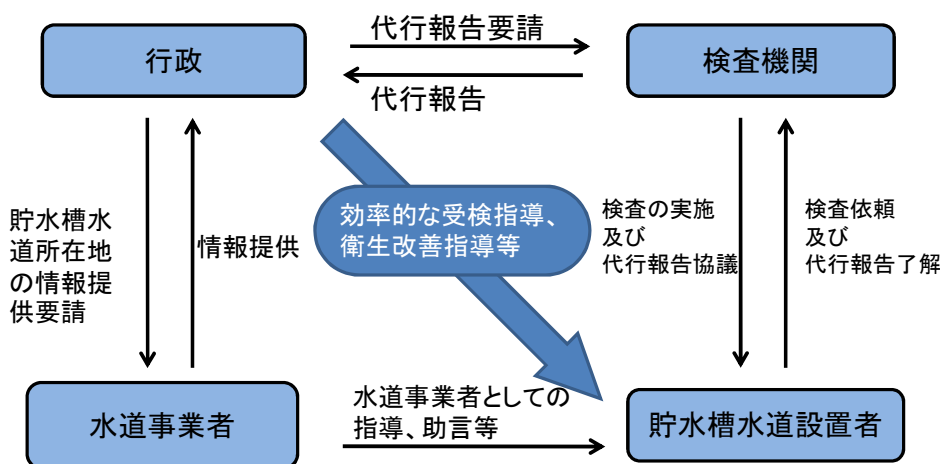
についての検査を受けなければならないこととされており、管理基準に適合していない場合は、都道府県知事及びすべての市長等は設置者に対し必要な措置を指示することができることとされている。また、簡易専用水道に該当しない小規模貯水槽水道については、都道府県及び市等の条例・要綱に基づき指導されているところである。

簡易専用水道の管理の検査受検状況は、平成 28 年度は 78.4%であった。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は 23.3%であり、特に衛生上問題があったために報告された割合は 0.7%であった。

また、小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が 10m³以下のもの）の検査受検状況は、平成 28 年度は 3.1%であった。その中で検査において指摘のあった施設の割合は 25.4%であり、特に対策の充実が急務となっている。

厚生労働省が毎年実施している水道水質関連調査結果においては、簡易専用水道の受検情報自体を把握できていないと思われるデータも散見されており、貯水槽水道への指導が十分に実施できていない可能性がある。また、簡易専用水道に係る事務権限がすべての市に移譲されたが、保健所設置市を除く市の検査受検率は 72.9%であり、最新の設置情報について水道事業者と情報共有しているものは約 4 割にとどまっている。

厚生労働省では、貯水槽水道について管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成 22 年 3 月 25 日付け厚生労働省水道課長通知）を発出し、都道府県等に対し、水道事業者との施設所在地の情報共有や登録簡易専用水道検査機関からの代行報告の活用、未受検施設に対する指導の実施等貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組を推進するようお願いしているところである。水道事業者においても、引き続き配慮をお願いする。



なお、平成 18 年 3 月に貯水槽水道に関する管理運営マニュアルが作成されているので、参考とされたい。

(貯水槽水道に関する管理運営マニュアル)

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/04_01.html

④ 飲用井戸等の衛生確保のための対策の推進

水道法の規制対象とならない飲用井戸等において、依然として、水質基準を超過し

ている事例が見られることから、これらの施設における衛生確保についての対応が急務となっている。

飲用井戸における水質検査の受検率は低いですが、検査を実施している井戸においては水質基準に適合していない飲用井戸が多数存在し、健康影響等の問題も懸念される。平成 29 年 6 月に飲用井戸施設でカンピロバクター・ジェジュニによる食中毒が発生するなど、一層の衛生対策の強化が求められる。都道府県等においても、「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和 62 年 1 月 29 日付け厚生省生活衛生局長通知別紙）により、飲用井戸等の衛生対策の徹底を図ることが期待される。

特に、汚染が判明した場合の措置については、その汚染原因を調査するとともに、必要に応じて当該汚染井戸のみならず、その周辺井戸についても水質調査等を併せて実施する必要がある。なお、汚染井戸の設置者に対しては、水道への加入等の措置が指導されることになるので、水道事業者におかれては留意いただきたい。

（５）危機管理対応について

① 飲料水健康危機管理について

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、平成 9 年に「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成 25 年 10 月）を策定して対応しているが、塩素消毒の不徹底や耐塩素性病原生物による汚染等の事態は毎年発生している。

水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、水道供給に支障が生ずるため、取水・給水の制限・停止や特殊薬品（粉末活性炭等）の使用等を行った水質汚染事故の発生件数は、平成 28 年度は 133 件であった。水質汚染事故による健康被害の発生予防、拡大防止等危機管理に関する取組が迅速かつ適正に行われるよう、引き続き特段の配慮をお願いします。

また、飲料水の水質異常等の情報を把握した場合の厚生労働省への連絡方法については、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日付け厚生労働省水道課長通知）により通知しているところであるが、飲料水に起因して健康被害が発生した可能性がある場合のほか、健康に影響を及ぼすおそれのある飲料水の水質異常が発生した場合（浄水の遊離残留塩素が 0.1 mg/L 未満となった場合、一般細菌や大腸菌等の基準超過の場合、健康に影響を及ぼすおそれのある物質の基準超過の継続の場合等）については、直ちに、厚生労働省水道課に連絡をいただくとともに、改めて、緊急時の迅速・円滑な対応をお願いします。

なお、地方公共団体である水道事業者等は、水道水の供給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合、同法の規定に基づき、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられている。ただし、地方公共団体から各府省に対して重大事故等に関する情報の通知がなされる場合には、通知を受けた各府省が消費者庁へ通知することとして差し支えないこととされている。水道事業者等においては、水道に係る事故等が発生した場合、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について」（平成 21 年 9 月 30 日付け事務連絡）を参考にして、当課への速やかな情報提供をお願いします。

② 水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について

水道水は飲用のみならず、都市機能の維持のために使用されており、断水は市民生活における大きな影響に及ぼすことから、近年の水質事故の経験も踏まえ、水道事業者が断水による影響も考慮し、摂取制限を行いつつ給水を継続することを選択肢として適切に判断できるよう、その考え方を取りまとめ、「水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方について」（平成 28 年 3 月 31 日生食水発 0331 第 3 号）にて通知した。

この通知における考え方は、突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応について示している「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け厚生労働省健康局水道課長通知）を補完するものであり、変更するものではないことに留意が必要である。

また、水質異常時に摂取制限を伴う給水継続を実施する場合は、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日健水発 1025 第 1 号）に基づき、厚生労働省水道課あてに報告をお願いします。